証券コード：6632
平成24年6月1日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
**株式会社 JVCケンウッド**
代表取締役会長　河原　春郎

# 第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

　当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成24年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するように折り返しご送付くださるか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.webdk.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成24年6月25日（月曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、2頁の「電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合のお手続および取扱い等について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
　議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
　また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬具

記

**1. 日　　時**　平成24年6月26日（火曜日）午前10時

**2. 場　　所**　東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**3. 目的事項**

**報告事項**
1. 第4期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**
**第1号議案**　取締役9名選任の件
**第2号議案**　監査役3名選任の件
**第3号議案**　補欠監査役1名選任の件

以上

## 【お知らせ】

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎地球温暖化防止および節電要請に対応するため、室温29度を目安に株主総会会場内の空調運転の調整を予定しております。
これにともない、株主の皆様におかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申しあげます。
当社役職員も軽装（クールビズスタイル）でご対応させていただきます。
◎当日ご出席いただけない場合は、議決権を有する株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎株主総会参考書類ならびに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告は4頁から42頁までに記載のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレスhttp://www.jvckenwood.co.jp/ir/stock/index.html）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に関して修正が生じた場合には、修正の内容を上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

## 【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合のお手続および取扱い等について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月25日（月曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること。

② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

| | |
|---|---|
| 株主名簿管理人 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 【専用ダイヤル】 | 0120-186-417（午前9時から午後9時まで） |
| 〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 | 0120-176-417（平日午前9時から午後5時まで） |

### 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

（会社法第437条および第444条に基づく提供書面）

# 事　業　報　告

（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、欧州での財政問題の影響により景気回復が進まず、新興国でも一部では経済成長に減速が見られました。米国では雇用情勢の停滞により景気回復が遅れましたが、後半は個人消費が増加するなど、回復傾向が見られました。日本経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」といいます。）の影響からの持ち直しが見られましたが、歴史的な円高やタイ中部で平成23年7月以降の豪雨により発生した洪水（以下「タイ洪水」といいます。）などの影響により、回復の動きが鈍化しました。

こうした状況の下、当社グループにおける当連結会計年度は、円高、震災、タイ洪水の影響に加え、前連結会計年度に実施した構造改革による一部事業の絞り込みや譲渡の影響により、連結売上高は前連結会計年度に比べて減収となりました。損益については、震災の影響とタイ洪水の影響が大きな減益要因となりましたが、業務用システム事業の無線機器分野、カーエレクトロニクス事業のOEM分野および国内向け市販分野が中期経営計画に沿って成長したことや、ホーム＆モバイルエレクトロニクス事業が商品構成やコスト構造の見直しによって黒字転換したことが増益要因となり、連結営業利益は前連結会計年度並みの水準となりました。また、連結経常利益は営業外収益の減少などによって減益となりましたが、連結当期純利益は特別損失の減少などによって大きく改善し、中期経営計画の目標である通期黒字化を達成することができました。

なお、当連結会計年度における震災の影響額は、連結売上高約△22億円、連結営業利益約△7億円、タイ洪水の影響額は連結売上高約△100億円、連結営業利益約△40億円でした。

当連結会計年度の決算に使用した損益為替レートは以下のとおりです。

| | | 第1四半期<br>（平成23年4月1日から<br>平成23年6月30日まで） | 第2四半期<br>（平成23年7月1日から<br>平成23年9月30日まで） | 第3四半期<br>（平成23年10月1日から<br>平成23年12月31日まで） | 第4四半期<br>（平成24年1月1日から<br>平成24年3月31日まで） |
|---|---|---|---|---|---|
| 損益為替レート | 米ドル | 約82円 | 約78円 | 約77円 | 約79円 |
| | ユーロ | 約117円 | 約110円 | 約104円 | 約104円 |
| 前連結会計年度（参考） | 米ドル | 約92円 | 約86円 | 約83円 | 約82円 |
| | ユーロ | 約117円 | 約111円 | 約112円 | 約113円 |

＊連結売上高

当連結会計年度における連結売上高は、3,208億68百万円となりました。

当連結会計年度は、中期経営計画に沿って成長戦略を推進しているカーエレクトロニクス事業のOEM分野および国内向け市販分野、業務用システム事業の無線機器分野の売上高が拡大しましたが、前連結会計年度に比べて円高が進行した影響に加え、第2四半期までの震災の影響や第3四半期以降のタイ洪水の影響により、カーエレクトロニクス事業全体の売上高は若干の減収となり、業務用システム事業全体の売上高は若干の増収にとどまりました。このため、ホーム＆モバイルエレクトロニクス事業の一部で前連結会計年度に商品・地域の絞り込みを実施した影響や、エンタテインメント事業の物流受託子会社を平成23年4月1日付で譲渡した影響を吸収できず、全社の連結売上高は前連結会計年度に比べて減収となりました。

＊連結営業損益

当連結会計年度における連結営業利益は、128億13百万円となりました。

当連結会計年度は、震災の影響とタイ洪水の影響が大きな減益要因となりましたが、カーエレクトロニクス事業のOEM分野および国内向け市販分野、業務用システム事業の無線機器分野で売上拡大の効果が現れたことに加え、商品構成の見直しや前連結会計年度に実施した事業構造改革の効果によりホーム＆モバイルエレクトロニクス事業が黒字転換したことが増益要因となり、全社の連結営業利益は前連結会計年度並みの水準となりました。

**＊連結経常損益**

当連結会計年度における連結経常利益は、主に営業外収支の悪化により、64億20百万円となりました。

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に計上した為替差益や特許料調整額が当連結会計年度は発生しなかったことなどから、前連結会計年度に比べて減少しました。一方、前連結会計年度に計上した製品保証引当金繰入額が当連結会計年度は発生しなかったことなどから、営業外費用は前連結会計年度に比べて減少しました。

**＊連結当期純損益**

連結当期純利益は、特別損益の大幅な改善により、60億32百万円となり、平成20年10月の当社グループ発足以降で初めて黒字化いたしました。

前連結会計年度末をもって主な構造改革を完了し、雇用構造改革費用や固定資産売却損が大幅に減少したことなどから、当連結会計年度の特別損失は前連結会計年度に比べて減少しました。一方、特別利益は、災害に伴う受取保険金があったものの、固定資産売却益の減少や前連結会計年度に計上した特許権使用許諾料などが当連結会計年度は発生しなかったことなどにより、前連結会計年度に比べて減少いたしました。

セグメント別の売上高および営業損益は次のとおりです。

**＊カーエレクトロニクス事業**

カーエレクトロニクス事業は、円高、震災、タイ洪水の影響などにより、売上高が1,072億81百万円、営業利益は63億46百万円となりました。

売上高構成比

海外売上比率の高い市販分野は、欧米市場でカーオーディオ、カーナビゲーションシステムともに高いマーケットシェアを持続しましたが、円高、震災、タイ洪水の影響に加え、欧州、中近東の市況低迷や普及価格商品の一部で実施した在庫調整の影響により、売上高、営業利益は減少しました。一方、国内市場では、震災やタイ洪水の影響により生産・販売機会が減少しましたが、AV一体型カーナビゲーションシステム「彩速ナビ」のヒットにより、売上高、営業利益が拡大し、マーケットシェアも大きく伸長しました。

OEM分野は、自動車メーカー向け商品の生産・販売が、第1四半期には震災の影響、第3四半期にはタイ洪水の影響を受けましたが、代替部品の調達と設計変更などの対応によって生産・販売機会の減少を最小限にとどめることができました。一方、第2四半期から本格的な出荷を開始した自動車メーカー向けAV一体型カーナビゲーションシステム（ディーラーオプション商品）や、近年出荷台数が大きく伸びている車載機器用CD／DVDドライブメカニズムの受注が好調を持続し、OEM分野の売上高、営業利益の拡大に貢献しました。

**＊業務用システム事業**

業務用システム事業は、無線機器分野が好調に推移しましたが、震災やタイ洪水の影響がビジネスソリューション分野の売上高、営業利益を大きく圧迫したことから、売上高は935億27百万円にとどまり、営業利益は30億93百万円となりました。

売上高構成比

海外売上比率の高い無線機器分野は、独自開発のデジタル業務用無線機「NEXEDGE」の販売が伸び、最大市場である北米での売上が過去最高となるなど、年間を通じて好調を持続しました。タイ洪水の影響は代替部品の調達と設計変更によって補い、販売面での影響を回避することができたことから、売上高、営業利益が大きく拡大しました。

ビジネスソリューション分野は、震災の影響による国内市場での販売機会の減少に加え、タイ洪水によりナワナコン工業団地にあるタイ工場が被災し、生産・販売機会が大幅に減少しました。平成23年12月には横須賀事業所での代替生産を開始し、平成24年1月末からはタイ工場での生産を一部再開しましたが、生産・出荷の遅れをすべて挽回するには至らず、また、代替部品の調達や代替生産にともなうコストアップが生じました。加えて、海外での販売が振るわなかったことから、売上高は大幅に減少し、営業赤字となりました。

**＊ホーム&モバイルエレクトロニクス事業**

ホーム&モバイルエレクトロニクス事業は、前連結会計年度に一部の商品・地域の絞り込みを実施した影響などにより、売上高が775億45百万円となりましたが、営業利益は、商品構成の見直しや前連結会計年度に実施した事業構造改革の効果が現れ、震災やタイ洪水の影響を吸収して全四半期で営業黒字を計上し、通期では17億30百万円となりました。

カムコーダー分野は、需要の変化にともなう海外市場での販売の減少により、前連結会計年度に比べて売上高は減少しましたが、前連結会計年度に実施した構造改革の効果が現れたことに加え、国内市場では高付加価値商品の導入が進み、採算性が改善したことから損益は大きく改善し、平成21年3月期以来となる営業黒字化を果たしました。

ディスプレイ分野は、売上高は大きく減少しましたが、前連結会計年度に実施した構造改革の効果や、平成23年5月で自社開発・生産を終息し、欧米では販売・物流の外部委託化を進めた効果に加え、平成23年7月に北米市場で開始したブランドライセンスの収入もあり、損益は大きく改善しました。

ホームオーディオ分野は、市場の縮小にともなって売上高が減少しましたが、前連結会計年度に実施した一部の商品・地域の絞り込みや生産の外部委託化の効果により、損益の悪化を最小限にとどめました。

AVアクセサリー分野は、ヘッドホンの販売が好調を持続し、前連結会計年度に引き続いて高い収益性を持続しました。また、プロジェクター分野は、3D対応モデルなど高付加価値商品の販売が好調に推移し、収益が拡大しました。

**＊エンタテインメント事業**

当連結会計年度におけるエンタテインメント事業は、連結子会社の譲渡の影響などにより、売上高が367億35百万円、営業利益が12億12百万円となりました。

ソフトビジネスは、音楽関連のヒット作品輩出やアニメ関連の好調持続、音楽関連の権利収入などにより堅調に推移しました。

主なヒット作品は、ビクターエンタテインメント株式会社ではSMAPのアルバム「SMAP AID」ほか作品群、桑田佳祐のDVD「宮城ライブ－明日へのマーチ!!－」、株式会社テイチクエンタテインメントでは関ジャニ∞のアルバム「FIGHT」ほか作品群、BEGINの「ビギンの島唄／オモトタケオのがベスト」、秋川雅史のシングル「あすという日が」などです。

受託ビジネスは、音楽・映像ソフトの物流受託子会社を平成23年4月1日付で譲渡した影響に加え、光ディスク生産受託が市場低迷の影響を受けました。

### (2) 会社の対処すべき課題

当社は、平成20年10月の当社グループ発足以来取り組んできた構造改革を前連結会計年度で終了し、当連結会計年度より、その構造改革の効果を発現させながら、中期経営計画に基づく本格的な成長戦略を開始いたしました。当連結会計年度は、カーエレクトロニクス事業および業務用システム事業を柱とした成長戦略に取り組み、カーエレクトロニクス事業のOEM分野および国内市販分野、業務用システム事業の無線機器分野の事業拡大を実現することができました。

しかしながら、カーエレクトロニクス事業では欧州、中近東の市況低迷や一部商品の在庫調整の影響などにより海外市販分野の収益が低迷し、業務用システム事業ではタイ洪水の影響からビジネスソリューション分野の収益が大きく悪化したことなどにより、全社での成長には至りませんでした。

こうした状況をふまえ、平成25年3月期は、ビジネスソリューション分野を平常化させるとともに、平成23年1月に調達した資金を活用した「戦略投資」を継続し、成長領域での成長施策を実行してまいります。

同時に、新たな成長領域の創出に向けて、現行事業の強みを全社横断的に融合する取り組みにより、現行事業に隣接・近接する新しい事業領域を切り拓いてまいります。

また、継続的な成長と企業価値の拡大に向けて、各事業で成長原資を創出するとともに、各事業の運営プロセスで付加する価値を高めるため、経営効率の向上とスピードアップをはかってまいります。

加えて、社会の一員、日本の電機・電子業界の一員として、日本および電機・電子業界が直面する環境問題への取り組みにも注力してまいります。

#### 1）成長施策の実行と新規事業領域の開拓

**①成長施策の実行**

現行事業における成長領域をカーエレクトロニクス事業と無線機器事業（業務用システム事業の無線機器分野）と位置づけ、それぞれの事業で成長施策を実行いたします。

（カーエレクトロニクス事業）

・OEM分野の拡大
・市販分野の拡大
・新興市場向けの拡大

（無線機器事業）

・デジタル業務用無線機器の拡大
・システムソリューションの拡大
・新興市場向けの拡大

**②新規事業領域の開拓**

新たな成長領域の創出に向けて、事業グループを横断するプロジェクトの設置などにより、現行事業の強みを全社横断的に融合し、新しい商品・サービスを提案する取り組みを進め、現行事業に隣接・近接する新しい事業領域を切り拓いてまいります。

#### 2）経営効率の向上とスピードアップ

継続的な成長に向けて、経営効率の向上とスピードアップをはかり、各事業で成長原資を創出するとともに、各事業の運営プロセスで付加する価値を高め、当社グループ全体の企業価値を高めるため、4つの事業グループと全社横断機能

である生産・調達、販売・マーケティング、物流・サービス、IT、品質機能のマトリックス体制による「連結バリューチェーンイノベーション」を遂行いたします。これにより、連結バリューチェーン革新、生産革新、品質革新を推進し、在庫・廃棄の圧縮、販売部門の発注から工場出荷までのリードタイムの短縮、調達コストの低減、市場不良率の最小化を目指してまいります。

**3）タイ洪水からの早期回復**

タイ洪水の影響により、タイ工場（ナワナコン工業団地にある業務用カメラ、モニターなど業務用機器の生産子会社JVC Manufacturing（Thailand）Co., Ltd.）は、平成23年10月17日より全面的に操業を停止し、平成23年12月5日より横須賀事業所において本格的な代替生産を開始いたしました。タイ工場では、復旧作業を進め、平成24年3月中旬以降、横須賀事業所からタイ工場へ生産を順次移管しており、納期の関係から横須賀事業所に残していた一部商品の生産を平成24年4月末に終了し、すべての生産ラインをタイ工場へ移管いたします。また、一時的に外部委託していた電子基板の生産もタイ工場での生産に戻し、平成24年5月中には業務用機器の生産を平常化いたします。

### （3）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は約59億円で、主な内容は、工具、器具及び備品等生産設備の拡充と更新にかかわるものです。

### （4）資金調達の状況

当社の子会社であった旧日本ビクター株式会社が平成19年8月に発行した日本ビクター株式会社第7回無担保社債（以下「本社債」といいます。）に関する償還期限の延長等の条件変更が、平成23年8月25日付で効力発生いたしました。本社債金額と条件変更の概要は以下のとおりです。

① 本社債金額：120億円（償還期限　平成24年8月2日）
② 変更後の償還期限：平成25年8月2日（元本の50%　60億円　1年延長）
　　平成27年7月31日（元本の50%　60億円　3年延長）
③ 変更後の利率：2.66%（現行2.66%と変更なし）

### （5）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### （6）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### （7）吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成23年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であった日本ビクター株式会社、株式会社ケンウッドおよびJ&Kカーエレクトロニクス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、3社に関するすべての権利義務を承継いたしました。

当社は、平成24年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であったビクターファイナンス株式会社および株式会社ケンウッド・システムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、2社に関するすべての権利義務を承継いたしました。

### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (9) 財産および損益の状況の推移

#### ①当社グループの財産および損益の状況

| 区　分 | 第1期<br>（平成21年3月期） | 第2期<br>（平成22年3月期） | 第3期<br>（平成23年3月期） | 第4期<br>（平成24年3月期）<br>（当連結会計年度） |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 309,771百万円 | 398,663百万円 | 352,672百万円 | 320,868百万円 |
| 営業損益 | 107百万円 | △6,453百万円 | 12,956百万円 | 12,813百万円 |
| 経常損益 | △6,809百万円 | △14,752百万円 | 7,579百万円 | 6,420百万円 |
| 当期純損益 | △18,795百万円 | △39,734百万円 | △4,025百万円 | 6,032百万円 |
| 1株当たり当期純損益 | △28.22円 | △41.10円 | △38.60円 | 43.50円 |
| 総資産 | 354,652百万円 | 274,751百万円 | 260,664百万円 | 241,761百万円 |
| 純資産 | 85,579百万円 | 46,819百万円 | 52,739百万円 | 57,072百万円 |
| 1株当たり純資産 | 86.60円 | 47.45円 | 375.19円 | 399.76円 |

（注）1. 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、平成22年8月1日をもって、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

なお、当社は、平成22年3月期に金融商品取引法に基づき過年度にわたり有価証券報告書の一部訂正を行っておりますが、平成22年3月期の連結会計年度の事業報告および計算書類におきましては、この処理を会社法に基づき一括して平成22年3月期の連結会計年度の特別損失として処理しております。上記有価証券報告書の訂正報告書に記載している訂正後の数値（連結）および、金融商品取引法に基づき作成した平成22年3月期の連結会計年度以前の財産および損益の状況は下記のとおりです。

| 区　　分 | 第1期<br>（平成21年3月期） | 第2期<br>（平成22年3月期） |
|---|---|---|
| 売上高 | 311,299百万円 | 398,663百万円 |
| 営業損益 | △1,537百万円 | △6,453百万円 |
| 経常損益 | △9,760百万円 | △14,752百万円 |
| 当期純損益 | △30,734百万円 | △27,795百万円 |
| 1株当たり当期純損益 | △46.14円 | △28.75円 |
| 総資産 | 344,077百万円 | 274,751百万円 |
| 純資産 | 74,439百万円 | 46,819百万円 |
| 1株当たり純資産 | 75.08円 | 47.45円 |

②当社の財産および損益の状況

| 区　分 | 第1期<br>（平成21年3月期） | 第2期<br>（平成22年3月期） | 第3期<br>（平成23年3月期） | 第4期<br>（平成24年3月期）<br>（当事業年度） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 売上高 | 3,983百万円 | 9,401百万円 | 14,559百万円 | 116,901百万円 |
| 営業損益 | 125百万円 | 1,174百万円 | 749百万円 | 1,524百万円 |
| 経常損益 | △438百万円 | 440百万円 | 257百万円 | 3,962百万円 |
| 当期純損益 | △1,468百万円 | △57,243百万円 | △748百万円 | 2,243百万円 |
| 1株当たり当期純損益 | △1.36円 | △59.20円 | △7.18円 | 16.18円 |
| 総資産 | 134,467百万円 | 80,759百万円 | 96,098百万円 | 247,647百万円 |
| 純資産 | 110,436百万円 | 53,213百万円 | 66,364百万円 | 72,755百万円 |
| 1株当たり純資産 | 114.22円 | 55.01円 | 478.57円 | 518.84円 |

（注）1. 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、平成22年8月1日をもって、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。
3. 当社は、平成23年10月1日付で当社を吸収合併存続会社、日本ビクター株式会社、株式会社ケンウッドおよびJ&Kカーエレクトロニクス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。この影響により、当事業年度の当社の財産および損益の状況の各指標の数値が増加しております。

## （10）重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容 |
| --- | --- | --- | --- |
| ビクターエンタテインメント株式会社 | 6,310百万円 | 100.0% | 音楽・映像ソフト等の企画・制作・販売 |
| ビクタークリエイティブメディア株式会社 | 1,207百万円 | 91.4% | 記録済み光ディスクの開発・製造・販売 |
| JVC PROFESSIONAL EUROPE LIMITED | 12,954千ユーロ | 100.0% | 卸売（欧州地域） |
| KENWOOD U.S.A. Corporation | 94,600千米ドル | 100.0% | 米州地域における統括・卸売（アメリカ他） |
| Zetron Inc. | 1米ドル | 100.0% | 通信関連システム・機器の開発・生産・販売 |
| Kenwood Electronics Deutschland GmbH | 11,887千ユーロ | 100.0% | 卸売（ドイツ） |
| Kenwood Electronics U.K. Limited | 14,900千ポンド | 100.0% | 卸売（イギリス他） |

### （11）主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

| 事　業　区　分 | 事　業　内　容 |
|---|---|
| カーエレクトロニクス事業 | カーオーディオ、カーAVシステム、カーナビゲーションシステムおよび光ピックアップ等の製造・販売 |
| 業務用システム事業 | 業務用無線機器、業務用映像監視機器、業務用ビデオ機器、業務用オーディオ機器および業務用ディスプレイ等の製造・販売 |
| ホーム&モバイルエレクトロニクス事業 | ビデオカメラ、液晶テレビ、プロジェクター、ピュアオーディオ、セットステレオ、ポータブルオーディオおよびAVアクセサリー等の製造・販売 |
| エンタテインメント事業 | オーディオ・ビデオソフトなどの企画・製作・販売、CD・DVD（パッケージソフト）の製造業務等 |
| その他事業 | 記録メディアおよびインテリア家具等の製造・販売 |

### （12）主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

**①当社本店**

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

**②研究所および開発拠点**

| 名 | 称 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 株式会社JVCケンウッド（当社） | | |
| | 本社・横浜事業所 | 神奈川県横浜市 |
| | 久里浜技術センター | 神奈川県横須賀市 |
| | 八王子事業所 | 東京都八王子市 |
| | 白山事業所 | 神奈川県横浜市 |

### ③国内生産拠点

| 名　　　　　称 | | 所　在　地 |
| --- | --- | --- |
| 株式会社JVCケンウッド（当社） | | |
| | 横須賀事業所 | 神奈川県横須賀市 |
| ビクタークリエイティブメディア株式会社 | | 神奈川県大和市 |
| ビクターインテリア株式会社 | | 静岡県袋井市 |
| 株式会社山形ケンウッド | | 山形県鶴岡市 |
| 株式会社長野ケンウッド | | 長野県伊那市 |
| 株式会社ケンウッド・デバイス | | 埼玉県寄居町 |

### ④国内営業・その他拠点

| 名　　　　　称 | 所　在　地 |
| --- | --- |
| 株式会社JVCケンウッド（当社） | 東京、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡他主要都市 |
| J&Kビジネスソリューション株式会社 | 神奈川県横浜市 |
| ビクターアークス株式会社 | 東京都港区 |
| 株式会社ビデオテック | 東京都渋谷区 |
| ビクターエンタテインメント株式会社 | 東京都渋谷区 |
| 株式会社テイチクエンタテインメント | 東京都渋谷区 |

### ⑤海外生産拠点

| 名　　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| JVC AMERICA,INC. | アメリカ |
| JVC Manufacturing Malaysia Sdn. Bhd. | マレーシア |
| JVC Manufacturing（THAILAND）Co., Ltd. | タイ |
| JVC Optical Components（THAILAND）Co., Ltd. | タイ |
| P.T.JVC ELECTRONICS INDONESIA | インドネシア |
| Kenwood Electronics Technologies（S）Pte. Ltd. | シンガポール |
| Kenwood Electronics Technologies（M）Sdn. Bhd. | マレーシア |
| 上海建伍電子有限公司 | 中国 |
| Kenwood Electronics Bretagne S.A. | フランス |

### ⑥海外地域本社・営業等統括会社

| 名　　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| JVC Americas Corp. | アメリカ |
| Kenwood U.S.A. Corporation | アメリカ |
| JVC Europe Limited | イギリス |
| Kenwood Electronics Europe B.V. | オランダ |
| JVC ASIA Pte. Ltd. | シンガポール |
| Kenwood Electronics Singapore Pte. Ltd. | シンガポール |
| 傑偉世（中国）投資有限公司 | 中国 |

## （13）従業員の状況（平成24年3月31日現在）

### ①当社グループの従業員の状況

| 従　業　員　数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 13,594名 | 3,677名減 |

（注）1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。
2. 当社・国内子会社において、前連結会計年度に決定し募集を行い実施した早期退職優遇措置及び構造改革、事業譲渡、自然退職等により964名が減少しています。
また、海外生産子会社、海外販売子会社他の構造改革、自然退職、従業員の雇用区分見直し等により前連結会計年度末に比べて、2,713名が減少しています。
以上により、当連結会計年度末における当社グループの従業員数は前連結会計年度末の17,271名から3,677名減少した13,594名となっています。

### ②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 4,266名 | 2,938名増 | 43.9歳 | 20.0年 |

（注）1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員です。
2. 従業員数が前事業年度末より2,938名増加していますが、これは平成23年10月1日付で当社が当社の子会社であったビクター、ケンウッドおよびJ&Kカーエレクトロニクスを吸収合併したことなどにより、前連結会計年度末に比べて増加したものです。
以上により、当事業年度末における提出会社の従業員数は前会計年度末の1,328名から2,938名増加した4,266名となっています。

### （14）主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

| 借 入 先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 13,500百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 13,500百万円 |
| 住友信託銀行株式会社 | 10,550百万円 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 8,000百万円 |
| 株式会社新生銀行 | 5,000百万円 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 4,500百万円 |
| 株式会社横浜銀行 | 4,200百万円 |
| 中央三井信託銀行株式会社 | 2,500百万円 |
| 株式会社新銀行東京 | 2,000百万円 |
| RHB BANK BERHAD | 1,206百万円 |

### （15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、Shinwa International Holdings Limited（以下「シンワ」といいます。）及びCITIC Capital Partners Limitedの運営する日本企業投資向けファンド（以下「CITIC Capital日本ファンド」といいます。）との間で、平成23年10月28日付で、当社がシンワの発行済株式数の合計45%をCITIC Capital日本ファンドから譲り受ける株式譲渡契約を締結し、平成24年4月20日付でシンワの発行済株式数の合計45%を譲り受けました。

これにともない、シンワは当社の持分法適用会社となり、シンワ取締役7名のうち、3名は当社が指名する取締役（うち1名は非常勤）で構成されることとなりました。さらに、当社は平成23年10月28日付で、シンワとの間で資本業務提携契約、シンワ及びシンワ株式の残りを保有するシンワ主席の内藤喜文氏との間で株主間契約を締結しており、当社は、これらの契約に基づき、シンワ株式の取得から3年以内に、内藤喜文氏よりシンワ株式の31.0%を譲り受け、その段階においてシンワを子会社化いたします。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数** 400,000,000株

**(2) 発行済株式の総数** 139,000,201株
（うち自己株式 329,322株）

**(3) 株主数** 58,507名

**(4) 大株主**（上位10名）

| 株　　主　　名 | 持　株　数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 9,560,700株 | 6.89% |
| MORGAN STANLEY & CO. LLC | 6,214,246株 | 4.48% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 5,231,300株 | 3.77% |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG | 5,175,400株 | 3.73% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 4,778,053株 | 3.45% |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 | 4,622,400株 | 3.33% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 3,707,600株 | 2.67% |
| CREDIT SUISSE SECURITIES（EUROPE）LIMITED PB SEC INT NON-TR CLIENT | 3,022,471株 | 2.18% |
| NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED SUB A/C EVERGREEN NOMINEES LTD | 2,784,600株 | 2.01% |
| BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS（E）BD | 2,150,000株 | 1.55% |

（注）持株比率は、自己株式（329,322株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成24年3月31日現在）

### （1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### （2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### （3）その他新株予約権等の状況

平成23年8月1日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（第1回新株予約権）

第1回新株予約権の内容の概要は以下のとおりです。

| 決議年月日 | 平成23年8月1日 |
|---|---|
| 新株予約権の数（個） | 1,200 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | － |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 株式会社JVCケンウッド　普通株式<br>単元株式数100株<br>権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 各本新株予約権の行使により交付する株式の数（以下「割当株式数」といいます。）は、10,000,000を行使価額（下記に定義します。）で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てるものとします。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義します。）に割当株式数を乗じた額（以下「行使価額総額」といいます。）とします。<br>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）は、当初、459円とします。但し、行使価額は、下記（注）1に従い調整されることがあります。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年8月25日から平成28年8月24日まで　（注）2 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における株式1株の発行価格行使価額（下記（注）1に従い行使価額が調整された場合は、調整後行使価額）と同額です。<br>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。<br>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。 |

| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできません。 |
| --- | --- |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 1. 無償取得日における新株予約権の取得条項<br>当社は、平成26年8月25日以降いつでも、取得日（以下「無償取得日」といいます。）に先立つ45取引日以上60取引日以内前の日に本新株予約権者に対し事前の通知又は公告（撤回不能とします。）を行うことにより、無償取得日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を、無償で取得することができるものとします。<br>2. 普通株式を対価とする新株予約権の取得条項<br>当社は、当社普通株式が東京証券取引所に上場されていることを条件として、平成26年8月25日以降いつでも、株式対価取得日（下記（注）3に定義します。）現在残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得する旨を通知又は公告（撤回不能とします。以下「株式対価取得通知」といいます。）することができるものとします。株式対価取得通知を行った場合、当社は交付財産（下記（注）3に定義します。）と引換えに株式対価取得日現在残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします。<br>3. 組織再編等に伴う新株予約権の取得条項<br>（i）組織再編等（下記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」において定義します。）が生じた場合において下記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」記載の措置を講ずることができない場合、当社は、本新株予約権者に対して、30日以上前に通知又は公告したうえで、当該通知又は公告において指定した取得日（かかる取得日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とします。）に、各本新株予約権につき（ii）に規定する金額の金銭（以下、「組織再編等取得金額」といいます。）と引き換えに残存本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします。<br>（ii）組織再編等取得金額は、参照パリティ（（iii）に定義します。）及び取得日に応じて、各本新株予約権の行使価格総額に一定の比率（百分率で表示し、当該比率を以下「組織再編等取得金額比率」といいます。）を乗じた額とします。組織再編等取得金額比率は下記別表により定められるほか、（iv）に従い決定されます。<br>（iii）「参照パリティ」は、（イ）当該組織再編等に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編等承認日時点で有効な行使価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示します。）とし、（ロ）上記（イ）以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編等の条件（当該組織再編等に関して支払われ又は交付される対価を含みます。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編等の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日（終値のない日数を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みません。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日（終値のない日数を除きます。）の最終日時点で有効な行使価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示します。）とします。当該5連続取引日（終値のない日数を除きます。）において下記（注）1に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日（終値のない日数を除きます。）の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとします。 |

(iv) 参照パリティ又は取得日が下記別表に記載されていない場合には、組織再編等取得金額比率は、以下の方法により算出されます。

(A) 参照パリティが下記別表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は取得日が下記別表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編等取得金額比率は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する下記別表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示します。）とします。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とします。

(B) 参照パリティが下記別表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティから100%を減じた値を組織再編等取得金額比率とします。

(C) 参照パリティが下記別表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなします。

4. 上場廃止に伴う新株予約権の取得条項

（ i ）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」といいます。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）公開買付者が、当該公開買付けにより、当社の知る限り、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、当該公開買付けに係る決済の開始日からその時点の事業年度の終了日まで当社普通株式の株主の保有状況に変更がないと仮定します。）、当社は、本新株予約権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに係る決済の開始日から14日以内に通知又は公告したうえで、当該通知又は公告において指定した取得日（かかる取得日は、当該通知又は公告の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とします。）に、上記3記載の取得の場合に準ずる方式によって算出される取得金額の金銭と引き換えに、残存本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本4に記載の当社の取得義務は適用されません。但し、かかる組織再編等が、当該公開買付けに係る決済の開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権者に対して通知又は公告したうえで、当該通知又は公告において指定した取得日（かかる取得日は、当該通知又は公告の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とします。）に、上記取得金額の金銭と引き換えに残存本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします。

5. スクイーズアウトに伴う新株予約権の取得条項

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合。以下「スクイーズアウト事由」といいます。）、当社は、本新株予約権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知又は公告したうえで、当該通知又は公告において指定した取得日（かかる取得日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知又は公告の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とします。）に、上記3記載の取得の場合に準ずる方式によって算出される取得金額の金銭と引き換えに残存本新株予約権の全部（一部は不可）を取得するものとします。

| | |
|---|---|
| | 6. 当社は、前記2乃至5の取得条項により本新株予約権を取得する場合、取得日以降実務上可能な限り速やかに、本新株予約権者に交付すべき財産を交付するものとします。<br>7. 当社は、前記1乃至5の取得条項により本新株予約権を取得する場合、取得した本新株予約権の全てを直ちに消却します。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要しません。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 1. 組織再編等（以下に定義します。）が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義します。）をして、本新株予約権の要項に従って、本新株予約権の債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、（ｉ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理であると当社が判断する費用（租税を含みます。）を負担することなく実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、承継会社等の普通株式が当該組織再編等の効力発生日又はその直後において日本の金融商品取引所に上場されるよう最善の努力をするものとします。<br>「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権に係る当社の義務を承継する会社をいいます。<br>「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（ｉ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除きます。以下同じ。）、（ii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限ります。）、（iii）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。以下同じ。）又は（iv）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に承継されることとなるものの承認決議が採択されることをいいます。<br>2. 上記1.の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。<br>（ｉ）交付する承継会社等の新株予約権の数<br>本新株予約権者が保有する残存本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。<br>（ii）新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類<br>承継会社等の普通株式とします。<br>（iii）新株予約権の目的である承継会社等の株式の数<br>組織再編等の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。<br>（iv）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>交付される各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（iii）に従って決定される新株予約権の目的である承継会社等の株式の数を乗じて得られる金額とします。なお、再編後行使価額は下記（注）1と同様の調整に服します。 |

| | |
|---|---|
| | （A）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、再編後行使価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとします。）を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。<br>（B）その他の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとします。）を受領できるように、再編後行使価額を定めます。<br>（v）新株予約権を行使することができる期間<br>上記「新株予約権の行使期間」に準じて決定します。<br>（vi）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項<br>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。<br>（vii）譲渡による新株予約権の取得の制限<br>譲渡による新株予約権の取得については、承継会社等の取締役会の決議による承認を要しません。<br>（viii）新株予約権の取得条項<br>上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。 |

**（別表）組織再編等取得金額比率（％）**

| 取得日 | 参照パリティ | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 | 120 | 130 | 140 | 150 | 160 | 170 |
| 平成23年8月25日 | 5.2 | 8.5 | 12.7 | 17.7 | 23.5 | 30.0 | 37.2 | 44.9 | 53.2 | 61.8 | 70.9 |
| 平成24年8月24日 | 3.4 | 6.2 | 10.1 | 15.0 | 20.8 | 27.5 | 34.9 | 43.0 | 51.6 | 60.7 | 70.2 |
| 平成25年8月23日 | 1.3 | 3.3 | 6.5 | 11.1 | 17.0 | 24.1 | 32.1 | 40.9 | 50.2 | 60.0 | 70.0 |
| 平成26年8月25日 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 20.0 | 30.0 | 40.0 | 50.0 | 60.0 | 70.0 |
| 平成27年8月25日 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 20.0 | 30.0 | 40.0 | 50.0 | 60.0 | 70.0 |
| 平成28年8月24日 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 20.0 | 30.0 | 40.0 | 50.0 | 60.0 | 70.0 |

（注）1. 行使価額の調整

①当社は、本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

②新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

（ⅰ）下記⑤（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、本新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とします。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

（ⅱ）当社普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、株式分割については株式の分割のための基準日の翌日以降、無償割当てについては株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日（かかる基準日を定めない場合は、当該無償割当ての効力発生日）の翌日以降これを適用します。

（ⅲ）下記⑤（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記⑤（ⅱ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含みますが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行又は付与されるものを除きます。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式又は新株予約権の発行又は付与時において確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全部が当該対価の確定時点の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用します。

(ⅳ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記⑤（ⅱ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前に上記（ⅲ）による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が（a）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を新株発行等による行使価額調整式の新規発行・処分普通株式数とみなして、新株発行等による行使価額調整式を準用して算出するものとし、（b）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本（ⅳ）による調整は行わないものとします。なお、「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該行使価額の調整前に本②において発行又は処分されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない株式の数及び当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引替えに交付されることとなる当社普通株式の数を加えた数をいうものとします。

(ⅴ) 上記（ⅰ）乃至（ⅲ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（ⅰ）乃至（ⅲ）にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。

③当社は、本新株予約権の発行後、本号（ⅰ）に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称します。）をもって行使価額を調整します。
調整後行使価額＝調整前行使価額－1株当たりの配当
「1株当たりの配当」とは、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当の額をいいます。1株当たりの配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

(ⅰ)「配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式の株主に対する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含みます。）をいいます。

(ⅱ) 配当による行使価額の調整は、会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用します。

(ⅲ) 配当による行使価額調整式により算出された調整後行使価額が0または負の数値となった場合、調整後行使価額は1円とします。

④行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額調整式を適用する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

⑤(ⅰ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

(ⅱ) 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日（但し、上記②（ⅴ）の場合は当該基準日）、に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

(ⅲ) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除し、当該行使価額の調整前に上記②に基づき発行又は処分されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない株式の数を加えた数とします。また、上記②（ⅱ）の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとします。

⑥上記②及び③の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。
（ｉ）株式の併合、会社分割、株式交換若しくは合併又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
（ⅱ）その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
（ⅲ）行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
本（注）1により行使価額の調整を行うときには、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知又は公告します。但し、上記②（ｖ）に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知又は公告を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行うものとします。

2.（ｉ）上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」1、3、4又は5に従って当社が本新株予約権の全部を取得する旨の通知又は公告を行った場合は、各取得日の5営業日前の日までとし、（ⅱ）上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」2に従って当社が本新株予約権の全部を取得する旨の通知又は公告を行った場合、当該通知又は公告日のいずれか早い日までとします。
また、前記にかかわらず、以下の期間については、新株予約権を行使することができないものとします。
①当社普通株式に係る株主確定日からその3営業日前までの期間（振替機関の休業日でない日をいいます。）。
②振替機関が必要であると認めた日。
③組織再編等において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとします。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに通知又は公告した場合における当該期間。

3.「株式対価取得日」とは株式対価取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とします。
「交付財産」とは、各本新株予約権につき、割当株式数に一株当たり平均VWAP（以下に定義します。）を乗じた額から各本新株予約権の行使価格総額を差し引いた額（正の数値である場合に限り、負の数値である場合は0とします。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義します。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。）をいいます。
「一株当たり平均VWAP」とは、当社が株式対価取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる40連続取引日に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいいます。本項において、取引日には、東京証券取引所が売買高加重平均価格を発表しない日を含みません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

| 氏　名 | 地　位 | 担当および重要な兼職の状況等 |
|---|---|---|
| 河原春郎 | 代表取締役会長 | 執行役員　統合経営責任者 |
| 不破久温 | 代表取締役社長 | 執行役員　最高経営責任者（CEO）、最高リスク責任者（CRO）、成長戦略推進会議長<br>業務執行役員　ホーム&モバイル事業グループ　最高業務執行責任者（COO） |
| 江口祥一郎 | 代表取締役 | 執行役員　副社長、経営戦略部長、グループ経営統括室　担当、CRO補佐<br>業務執行役員　カーエレクトロニクス事業グループ　最高業務執行責任者（COO） |
| 塩畑一男 | 取締役 | ウシオ電機株式会社　社外監査役<br>株式会社KSK　社外監査役 |
| 相神一裕 | 取締役 | 執行役員　専務、マーケティング戦略部長、CRO補佐<br>業務執行役員　業務用システム事業グループ　最高業務執行責任者（COO） |
| 柊元宏 | 取締役 | 執行役員　最高技術責任者（CTO）、統合技術戦略推進部長、久里浜技術センター長 |
| 栗原直一 | 取締役 | 執行役員 常務<br>業務執行役員　SOO　ホーム&モバイル事業グループ　COO補佐、映像事業部長、アジア地域統括機構　地域改革責任者 |
| 柏谷光司 | 取締役 | ― |
| 瀬尾信雄 | 取締役 | 東京八丁堀法律事務所　パートナー弁護士 |
| 土谷繁晴 | 常勤監査役 | ― |
| 加藤英明 | 常勤監査役 | ― |
| 庄山範行 | 監査役 | ― |
| 鷲田彰彦 | 監査役 | 株式会社クーレボ　社外監査役 |
| 黒崎功一 | 監査役 | 株式会社宝島ワンダーネット　社外監査役 |

（注）1. 取締役　柏谷光司氏および瀬尾信雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役　庄山範行氏、鷲田彰彦氏および黒崎功一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役　加藤英明氏は、過去26年間にわたり株式会社ケンウッドの経理業務を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成23年6月24日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、取締役　尾高宏氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役　柏谷光司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中における取締役および監査役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。
（平成23年10月1日付）

| 氏　　名 | 地　　位 | 担当および重要な兼職の状況等 |
|---|---|---|
| 江　口　祥一郎 | 代表取締役 | 執行役員　副社長、経営戦略部長、グループ経営統括室　担当　兼　業務執行役員<br>カーエレクトロニクス事業グループ　最高業務執行責任者（COO） |

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、平成24年3月31日現在、上記取締役のうち、河原春郎、不破久温、江口祥一郎、相神一裕、柊元宏および栗原直一のほか以下4名の合計10名であります。

| 氏　　名 | 地位および担当等 |
|---|---|
| 藤　田　　聡 | 執行役員　最高財務責任者（CFO）、財務戦略部長 |
| 小宮山　正　前 | 執行役員　常務、人事・勤労・総務部長 |
| 多　木　宏　行 | 執行役員　常務、CEO補佐　特命担当 |
| 落　合　信　夫 | 執行役員　常務、生産・調達部長 |

## （2）取締役および監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員（名） | 報酬等の額（百万円） |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 11<br>（2） | 300<br>（31） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 5<br>（3） | 62<br>（22） |
| 合　　計 | 16 | 363 |

（注）1. 上記には、平成23年4月27日開催の当社取締役会終結の時をもって退任した取締役1名および平成23年6月24日開催の当社第3回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、現在当社において使用人兼務取締役はおりません。
3. 平成21年6月24日開催の当社第1回定時株主総会における取締役および監査役の報酬額決定の件において、取締役の報酬等の額を月額36百万円以内（うち社外取締役分4百万円以内）に、監査役の報酬等の額を月額9百万円以内と決議いただいております。なお、取締役および監査役には賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものと決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①社外役員の重要な兼職の状況等

| 区　分 | 氏　名 | 重要な兼職 | 兼職の内容 | 関　　係 |
|---|---|---|---|---|
| 社外取締役 | 柏　谷　光　司 | － | － | － |
| | 瀬　尾　信　雄 | 東京八丁堀法律事務所 | パートナー弁護士 | 当社との間に取引関係はありません。 |
| 社外監査役 | 庄　山　範　行 | － | － | － |
| | 鷲　田　彰　彦 | 株式会社クーレボ | 社外監査役 | 当社との間に取引関係はありません。 |
| | 黒　崎　功　一 | 株式会社宝島ワンダーネット | 社外監査役 | |

#### ②社外役員の主な活動状況

| 区　分 | 氏　　名 | 主 な 活 動 状 況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 柏　谷　光　司 | 当事業年度の取締役会への出席回数　24回（出席率　96.0%）<br>金融・税務等に関する豊富な経験・実績・見識により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 |
| | 瀬　尾　信　雄 | 当事業年度の取締役会への出席回数　23回（出席率　92.0%）<br>弁護士としての豊富な経験・知識や、専門的見地からの法的な側面での取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 |
| 社外監査役 | 庄　山　範　行 | 当事業年度の取締役会への出席回数　25回（出席率　100.0%）<br>当事業年度の監査役会への出席回数　14回（出席率　100.0%）<br>金融機関（信託銀行）出身で、その豊富な経験・実績・見識により、取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| | 鷲　田　彰　彦 | 当事業年度の取締役会への出席回数　25回（出席率　100.0%）<br>当事業年度の監査役会への出席回数　14回（出席率　100.0%）<br>経営管理に関する豊富な経験・実績・見識により、取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| | 黒　崎　功　一 | 当事業年度の取締役会への出席回数　25回（出席率　100.0%）<br>当事業年度の監査役会への出席回数　14回（出席率　100.0%）<br>金融機関出身で、その豊富な経験と知識により、取締役会および監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

（注）当事業年度中、取締役会は25回、また、監査役会は14回開催されております。

**③責任限定契約に関する事項**

**（社外取締役および社外監査役の責任限定契約の概要）**

当社は、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を定款で定めております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とすることとしております。

**④当社の親会社または親会社の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額**

該当事項はありません。

**⑤記載内容についての社外役員の意見**

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### （1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### （2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### （3）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 238百万円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 287百万円 |

（注）1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務の対価を支払っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### （4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当するときは、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、原則として、会計監査人が監督官庁から監査業務停止の処分を受けるなど当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### （1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」として、取締役会において定めた事項は次のとおりであります。

**①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

（1）経営理念実践の指針を具体的に定め、これを遵守する。

（2）役員の倫理に関する規程を定め、これを遵守する。

（3）「取締役会規程」を定め、経営意思決定・取締役の職務執行の監督を適正に行う。

（4）監査役は、独立した立場から、取締役の職務執行状況を監査する。

**②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

（1）「取締役会規程」に基づいて取締役会議事録を作成し、本店に永年保存する。

（2）稟議決裁及び財務等の重要情報の管理や文書の作成・保存について規程を定め、明確な取扱いを行う。

**③損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

（1）コンプライアンス・リスクマネジメントに関する規程を定め、それらのモニタリングに関する全社的組織体制を設置し、責任を明確にする。

（2）リスク別の管理規程を整備し、各種リスクの未然防止や、発生時の対応・復旧策を明確にする。

**④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

（1）事業計画等の策定により経営目標を明確化し、その達成状況を検証する。

（2）「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定めて、経営意思決定の方法を明確にする。

（3）各部門の職務分掌に関する規程を定め、明確な執行を行う。

**⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

（1）企業理念と社員の行動指針を示す基準を制定し、企業倫理に関する統括部門を定め、内外グループ会社を含めた全従業員に徹底を図る。

（2）各種の社内規程類またはガイドライン等を整備し、使用人の職務執行の指針とする。

（3）内部監査を実施するほか、内部通報制度を整備する。

**⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

（1）グループ子会社と経営理念・経営方針を共有するとともに、「職務権限規程・意思決定権限基準・意思決定項目一覧表」の対象をグループ子会社に拡大して、企業集団全体での業務の適正化を図る。

（2）主なグループ子会社に役員または業務管理者を派遣して、業務の適正化を確保する。

（3）内部監査部門によるグループ子会社の監査等を実施する。

**⑦監査役の職務を補助する使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

（1）監査業務を補助するため、監査役スタッフとして専任の使用人を置く。

（2）監査役スタッフとしての専任の使用人の人事考課は監査役が行い、任用については監査役と事前協議する。

**⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

（1）監査役は取締役会その他重要会議に出席し、報告を受ける。
（2）取締役及び本社部門長が定期的かつ必要に応じて業務執行状況の報告を行う。
（3）監査役は上記を含む年度監査計画に基づき、各事業所・内外グループ会社の監査を実施し、報告聴取を受ける。
（4）監査役への通報システムを設け、会計及び監査における不正や懸念事項について、従業員等が直接監査役会に通報する体制を構築する。

**⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

（1）取締役は、監査役が策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
（2）代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
（3）取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、法務部門・経理部門・内部監査部門及び外部の専門家等との連携を図れる環境を整備する。

**⑩財務報告の適正性を確保するための体制**

（1）金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社及びその子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制の整備を図る。
（2）財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

**⑪反社会的勢力排除に向けた基本的考え方**

当社グループは、役職員を標的とした不当要求や、健全な経営活動を妨害するなど、ステークホルダーを含めた当社グループ全体に被害を生じさせるおそれのあるすべての反社会的勢力に対して、必要に応じて外部専門機関と連携しながら法的措置を含めた対応を取りつつ、資金提供、裏取引を含めた一切の取引関係を遮断し、いかなる不当要求をも拒絶いたします。当社グループは、このような反社会的勢力の排除が、当社の業務の適正を確保するために必要な事項であると認識しております。

## （2）株式会社の支配に関する基本方針

特定の者またはグループが株式を取得することにより、会社の企業価値または株主共同利益が毀損されるおそれがあると判断される場合には、法令および定款によって許容される限度において、企業価値向上および株主共同利益の確保のための相当な措置を講じることが必要であると考えられております。当社としても企業価値向上および株主共同利益の確保の重要性は認識しており、慎重に検討を継続しておりますが、現時点において具体的な防衛策等の導入はしておりません。

## （3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、安定的に利益還元を行うことが経営上の最重要課題の一つと考え、収益力および財務状況を総合的に考慮して剰余金の配当およびその他処分などを決定することとしております。

当社は、剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（3月31日）、中間配当の基準日（9月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款で定めております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款で定めております。

この方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、平成23年9月16日開催の取締役会で中間配当を見送ることを決議いたしましたが、当事業年度末において当期純利益が黒字化し、当社グループ発足以降で初めて利益剰余金を計上できたこと、また、平成25年3月期の安定的な利益還元に一定の目処がついたことをふまえ、期末配当金につきましては、平成24年5月16日開催の取締役会で1株当たり5円とさせていただく旨を決議いたしました。

以　上

## 連結貸借対照表

（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **（資産の部）** | |
| **流動資産** | **166,331** |
| 現金及び預金 | 65,560 |
| 受取手形及び売掛金 | 52,899 |
| 商品及び製品 | 25,776 |
| 仕掛品 | 2,599 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,585 |
| 繰延税金資産 | 4,410 |
| その他 | 9,142 |
| 貸倒引当金 | △1,643 |
| **固定資産** | **75,092** |
| **有形固定資産** | **50,292** |
| 建物及び構築物 | 13,676 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,007 |
| 工具、器具及び備品 | 4,158 |
| 土地 | 28,688 |
| 建設仮勘定 | 761 |
| **無形固定資産** | **13,805** |
| のれん | 4,598 |
| ソフトウェア | 6,410 |
| その他 | 2,796 |
| **投資その他の資産** | **10,993** |
| 投資有価証券 | 4,297 |
| 前払年金費用 | 1,963 |
| その他 | 5,872 |
| 貸倒引当金 | △1,140 |
| **繰延資産** | **336** |
| 社債発行費 | 38 |
| 新株予約権発行費 | 298 |
| **資産合計** | **241,761** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **（負債の部）** | |
| **流動負債** | **108,405** |
| 支払手形及び買掛金 | 32,498 |
| 短期借入金 | 24,693 |
| 1年内償還社債 | 6,000 |
| 未払金 | 8,238 |
| 未払費用 | 23,963 |
| 未払法人税等 | 1,675 |
| 製品保証引当金 | 2,459 |
| 返品調整引当金 | 1,899 |
| その他 | 6,976 |
| **固定負債** | **76,284** |
| 社債 | 11,355 |
| 長期借入金 | 50,320 |
| 退職給付引当金 | 5,883 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,772 |
| 繰延税金負債 | 5,255 |
| その他 | 1,697 |
| **負債合計** | **184,689** |
| **純資産の部** | |
| **（純資産の部）** | |
| **株主資本** | **79,527** |
| **資本金** | **10,000** |
| **資本剰余金** | **45,875** |
| **利益剰余金** | **24,187** |
| **自己株式** | **△535** |
| **その他の包括利益累計額** | **△24,092** |
| その他有価証券評価差額金 | 121 |
| 土地再評価差額金 | 3,209 |
| 為替換算調整勘定 | △27,423 |
| **新株予約権** | **806** |
| **少数株主持分** | **830** |
| **純資産合計** | **57,072** |
| **負債及び純資産合計** | **241,761** |

## 連結損益計算書

（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **320,868** |
| **売上原価** | | **221,462** |
| **売上総利益** | | **99,405** |
| **販売費及び一般管理費** | | **86,592** |
| **営業利益** | | **12,813** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 210 | |
| 受取配当金 | 238 | |
| その他 | 971 | 1,421 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 2,687 | |
| 売上割引 | 328 | |
| 為替差損 | 153 | |
| 借入手数料 | 1,800 | |
| その他 | 2,844 | 7,813 |
| **経常利益** | | **6,420** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 167 | |
| 投資有価証券売却益 | 3 | |
| 関係会社株式売却益 | 16 | |
| 災害に伴う受取保険金 | 1,458 | |
| その他 | 190 | 1,836 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 138 | |
| 固定資産売却損 | 74 | |
| 事業構造改革費用 | 309 | |
| 雇用構造改革費用 | 302 | |
| 撤退事業たな卸資産評価損 | 180 | |
| リース契約補償損失 | 277 | |
| 災害による損失 | 513 | |
| その他 | 422 | 2,218 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **6,038** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,424 | |
| 法人税等調整額 | △2,634 | △210 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **6,248** |
| 少数株主利益 | | 216 |
| **当期純利益** | | **6,032** |

# 連結株主資本等変動計算書

（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成23年4月1日残高 | 10,000 | 105,336 | △41,305 | △534 | 73,496 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | 6,032 | | 6,032 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | 0 | 0 |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | | △59,460 | 59,460 | | − |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | − | △59,460 | 65,493 | △1 | 6,031 |
| 平成24年3月31日残高 | 10,000 | 45,875 | 24,187 | △535 | 79,527 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 平成23年4月1日残高 | 267 | 27 | 2,954 | △24,715 | △21,466 | − | 709 | 52,739 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | | | | 6,032 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 0 |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | | | | | | | | − |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △146 | △27 | 255 | △2,707 | △2,626 | 806 | 121 | △1,698 |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | △146 | △27 | 255 | △2,707 | △2,626 | 806 | 121 | 4,333 |
| 平成24年3月31日残高 | 121 | − | 3,209 | △27,423 | △24,092 | 806 | 830 | 57,072 |

# 貸借対照表

（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 資産の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **（資産の部）** | |
| **流動資産** | **91,553** |
| 現金及び預金 | 31,610 |
| 受取手形 | 938 |
| 売掛金 | 29,834 |
| 商品及び製品 | 9,403 |
| 仕掛品 | 773 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,254 |
| 前渡金 | 76 |
| 前払費用 | 602 |
| 短期貸付金 | 73 |
| 関係会社短期貸付金 | 5,792 |
| 未収入金 | 8,982 |
| 繰延税金資産 | 2,391 |
| その他 | 829 |
| 貸倒引当金 | △2,010 |
| **固定資産** | **155,756** |
| **有形固定資産** | **29,699** |
| 建物 | 6,982 |
| 構築物 | 207 |
| 機械及び装置 | 200 |
| 車両及び運搬具 | 135 |
| 工具、器具及び備品 | 1,171 |
| 土地 | 20,648 |
| 建設仮勘定 | 353 |
| **無形固定資産** | **6,224** |
| ソフトウェア | 6,127 |
| その他 | 97 |
| **投資その他の資産** | **119,833** |
| 投資有価証券 | 3,278 |
| 関係会社株式 | 107,056 |
| 出資金 | 5 |
| 関係会社出資金 | 5,167 |
| 長期貸付金 | 207 |
| 関係会社長期貸付金 | 4,808 |
| 破産更生債権等 | 209 |
| 長期前払費用 | 1,804 |
| 前払年金費用 | 1,293 |
| その他 | 690 |
| 関係会社投資損失引当金 | △992 |
| 貸倒引当金 | △3,696 |
| **繰延資産** | **336** |
| 社債発行費 | 38 |
| 新株予約発行費 | 298 |
| **資産合計** | **247,647** |

| 負債の部 | |
|---|---|
| 科目 | 金額 |
| **（負債の部）** | |
| **流動負債** | **107,592** |
| 支払手形 | 1,936 |
| 買掛金 | 27,518 |
| 短期借入金 | 16,550 |
| 関係会社短期借入金 | 30,987 |
| 一年内償還予定の社債 | 6,000 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 4,480 |
| リース債務 | 168 |
| 未払金 | 8,823 |
| 未払費用 | 6,696 |
| 未払法人税等 | 388 |
| 前受金 | 783 |
| 預り金 | 2,023 |
| 前受収益 | 57 |
| 製品保証引当金 | 975 |
| その他 | 203 |
| **固定負債** | **67,299** |
| 社債 | 11,355 |
| 長期借入金 | 50,320 |
| リース債務 | 165 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,772 |
| 繰延税金負債 | 2,665 |
| 退職給付引当金 | 437 |
| 資産除去債務 | 539 |
| その他 | 43 |
| **負債合計** | **174,892** |
| **純資産の部** | |
| **（純資産の部）** | |
| **株主資本** | **68,607** |
| **資本金** | **10,000** |
| **資本剰余金** | **56,899** |
| 資本準備金 | 10,000 |
| その他資本剰余金 | 46,899 |
| **利益剰余金** | **2,243** |
| その他利益剰余金 | 2,243 |
| 繰越利益剰余金 | 2,243 |
| **自己株式** | **△535** |
| **評価・換算差額等** | **3,341** |
| その他有価証券評価差額金 | 131 |
| 土地再評価差額金 | 3,209 |
| **新株予約権** | **806** |
| **純資産合計** | **72,755** |
| **負債及び純資産合計** | **247,647** |

# 損益計算書

（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **116,901** |
| **売上原価** | | **89,297** |
| **売上総利益** | | **27,604** |
| **販売費及び一般管理費** | | **26,080** |
| **営業利益** | | **1,524** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 80 | |
| 受取配当金 | 8,157 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 750 | |
| 関係会社投資損失引当金戻入額 | 1,301 | |
| その他 | 775 | 11,065 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,543 | |
| 社債利息 | 347 | |
| 借入手数料 | 1,531 | |
| 為替差損 | 1,600 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,556 | |
| 関係会社投資損失引当金繰入額 | 582 | |
| その他 | 1,465 | 8,627 |
| **経常利益** | | **3,962** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 44 | |
| 投資有価証券売却益 | 3 | |
| 事業構造改革費用戻入額 | 106 | |
| 災害に伴う受取保険金 | 129 | |
| 関係会社出資保証戻入額 | 148 | |
| その他 | 21 | 453 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 36 | |
| 固定資産売却損 | 441 | |
| 抱合せ株式消滅差損 | 2,761 | |
| 社債条件変更に伴う費用 | 806 | |
| その他 | 238 | 4,284 |
| **税引前当期純利益** | | **131** |
| 法人税、住民税及び事業税 | △196 | |
| 法人税等調整額 | △1,915 | △2,112 |
| **当期純利益** | | **2,243** |

# 株主資本等変動計算書

（自 平成23年4月1日　至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | | |
| 平成23年4月1日残高 | 10,000 | 10,000 | 106,360 | 116,360 | △59,460 | △534 | 66,364 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 2,243 | | 2,243 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 0 | 0 |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | | | △59,460 | △59,460 | 59,460 | | ― |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | ― | ― | △59,460 | △59,460 | 61,704 | △1 | 2,242 |
| 平成24年3月31日残高 | 10,000 | 10,000 | 46,899 | 56,899 | 2,243 | △535 | 68,607 |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 平成23年4月1日残高 | ― | ― | ― | ― | 66,364 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 2,243 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | 0 |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替 | | | | | ― |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 131 | 3,209 | 3,341 | 806 | 4,148 |
| 事業年度中の変動額合計 | 131 | 3,209 | 3,341 | 806 | 6,390 |
| 平成24年3月31日残高 | 131 | 3,209 | 3,341 | 806 | 72,755 |

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

株式会社　JVCケンウッド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野敏幸　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松浦利治　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 孫　延生　印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JVCケンウッドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JVCケンウッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

株式会社　JVCケンウッド
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　小　野　敏　幸　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　松　浦　利　治　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　孫　　　延　生　印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JVCケンウッドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会監査報告書

# 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画及び監査の実施基準等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査方針、監査役監査実施基準に従い、取締役、執行役員、経営監査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役をはじめ、執行役員、経営監査室（内部監査部門）及びその他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び経営監査室（内部監査部門）、内部統制部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から子会社監査役との連携した監査活動を実施し、子会社監査役から定時監査役会にて報告を受け、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、また、その本社、主要事業所、主要部門を訪問し、事業の報告を受け、必要に応じて質問しました。

(4) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

株式会社 JVCケンウッド　監査役会

監査役（常　　勤）土 谷 繁 晴 印
監査役（常　　勤）加 藤 英 明 印
監査役（社外監査役）庄 山 範 行 印
監査役（社外監査役）鷲 田 彰 彦 印
監査役（社外監査役）黒 崎 功 一 印

以　上

## 株主総会参考書類

**第1号議案　取締役9名選任の件**

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社グループの本格的な成長に向けて、若い世代の執行体制を発足させ、成長領域での成長施策、新たな成長領域の創出と戦略施策に注力するとともに、社外取締役を増員してガバナンスの強化をはかるため、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番　号 | 氏　　名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | かわはら　はるお<br>河原　春郎<br>Haruo Kawahara<br>（昭和14年3月9日生） | 平成８年６月　株式会社東芝　取締役　総合企画部長　委嘱<br>平成９年６月　同社　常務取締役<br>平成12年７月　同社　顧問<br>平成14年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）代表取締役社長 兼 執行役員 CEO<br>平成19年６月　同社　代表取締役会長<br>平成20年10月　当社　代表取締役会長 兼 執行役員・最高経営責任者（CEO）日本ビクター株式会社（現　当社）代表取締役<br>平成21年６月　当社　代表取締役会長 兼 社長 兼 執行役員　最高経営責任者（CEO）<br>平成23年５月　当社　代表取締役会長 兼 執行役員　統合経営責任者（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>該当事項はありません。 | 71,290株 |
| 2 | えぐち　しょういちろう<br>江口　祥一郎<br>Shoichiro Eguchi<br>（昭和30年12月7日生） | 平成15年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）執行役員常務<br>平成16年４月　同社　カーエレクトロニクス市販事業部長 ケンウッド・ヨーロッパ社　取締役社長<br>平成16年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）取締役、執行役員常務<br>平成17年10月　ケンウッドU.S.A.社　取締役社長<br>平成19年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）執行役員上席常務、CEO補佐（カーエレクトロニクス海外販売戦略担当）<br>平成22年６月　当社　取締役 兼 執行役員　常務<br>平成23年５月　当社　取締役 兼 執行役員　副社長　経営戦略部長 兼 カーエレクトロニクス事業グループ最高執行責任者（COO）<br>平成23年10月　当社　代表取締役 兼 執行役員　副社長　経営戦略部長 兼 グループ経営統括室担当 兼 業務執行役員　カーエレクトロニクス事業グループ　最高業務執行責任者（COO）（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>該当事項はありません。 | 27,070株 |

| 候補者番　号 | 氏　　名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | あいがみ　かずひろ<br>相神　一裕<br>Kazuhiro Aigami<br>（昭和32年10月27日生） | 平成２年４月　株式会社ケンウッド（現　当社）入社<br>平成17年６月　同社　コミュニケーションズ事業部　海外営業統括<br>平成19年４月　同社　コミュニケーションズ事業部長<br>平成19年６月　同社　執行役員常務<br>平成20年６月　同社　取締役 兼 執行役員上席常務<br>平成20年７月　同社　CEO補佐（コミュニケーションズ戦略担当）<br>平成20年10月　同社　常務取締役<br>平成21年６月　同社　代表取締役社長<br>当社　取締役<br>平成22年６月　当社　取締役 兼 執行役員　常務<br>平成23年５月　当社　取締役 兼 執行役員　専務　マーケティング戦略部長 兼 業務用システム事業グループ最高業務執行責任者（COO）<br>平成23年６月　当社　取締役 兼 執行役員　専務　マーケティング戦略部長 兼 業務執行役員　業務用システム事業グループ　最高業務執行責任者（COO）（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>該当事項はありません。 | 41,480株 |
| 4 | ふじた　さとし<br>藤田　聡<br>Satoshi Fujita<br>（昭和35年4月16日生） | 昭和59年４月　株式会社埼玉銀行　入行<br>平成15年７月　株式会社りそな銀行　垂水支店長<br>平成17年７月　株式会社りそなホールディングス　商品企画部　グループリーダー 兼 りそなカード株式会社　経営企画部　グループリーダー<br>平成19年３月　株式会社ケンウッド（現 当社）入社、財務・経理統括部<br>平成20年10月　当社　財務戦略部　財務担当　統括マネジャー<br>平成21年６月　当社　財務戦略部長<br>平成22年６月　当社　執行役員　常務　財務戦略部長<br>平成23年５月　当社　執行役員　最高財務責任者（CFO）、財務戦略部長（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>該当事項はありません。 | 7,600株 |

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td>5</td><td>くりはら　なおかず<br>栗原　直一<br>Naokazu Kurihara<br>（昭和33年2月8日生）</td><td>平成８年７月　日本ビクター株式会社（現　当社）オーディオ事業本部　オーディオ事業部　海外営業部　米州グループ長<br>平成14年10月　JVC Company of America社　社長、JVC Americas Corp.社副社長<br>平成18年６月　日本ビクター株式会社（現　当社）アジア中近東カンパニー中東営業所長、JVC Gulf FZE社社長<br>平成20年６月　JVC Asia Pte. Ltd.社　社長<br>平成22年６月　日本ビクター株式会社（現　当社）取締役、デジタル･イメージング事業部　イメージング統括部長<br>平成22年10月　同社　取締役、プロジェクター統括部長<br>平成23年５月　同社　取締役、ホーム＆モバイル事業グループCOO補佐 兼 プロジェクター統括部長（現任）<br>平成23年６月　当社　取締役 兼 執行役員　常務 兼 業務執行役員SOO　ホーム＆モバイル事業グループ　COO補佐（イメージング事業、プロジェクター事業、海外事業）兼 プロジェクター統括部長<br>平成24年１月　当社　取締役 兼 執行役員　常務 兼 業務執行役員SOO　ホーム＆モバイル事業グループ　COO補佐 兼 映像事業部長 兼 同事業部　イメージング統括部長（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　該当事項はありません。</td><td>10,000株</td></tr>
<tr><td>6</td><td>まつざわ　としあき<br>松沢　俊明<br>Toshiaki Matsuzawa<br>（昭和32年3月15日生）</td><td>昭和54年４月　株式会社ケンウッド（現　当社）入社<br>平成10年１月　同社　ホームオーディオ事業部　技術部長<br>平成14年８月　同社　調達本部　アジア調達部長<br>平成16年４月　同社　調達本部　グローバル調達部長<br>平成17年９月　同社　カーエレクトロニクスOEM事業部　収益構造改革統括<br>平成17年10月　同社　カーエレクトロニクスOEM事業部　技師長<br>平成18年４月　同社　カーエレクトロニクスOEM事業部長<br>平成22年６月　J&Kカーエレクトロニクス株式会社（現 当社）　取締役、OEM事業部長<br>平成23年10月　当社　業務執行役員　SOO、OEM事業部　事業部長 兼 技師長（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　該当事項はありません。</td><td>6,700株</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">7</td><td>【社外取締役候補者】<br>せお　のぶお<br>瀬尾　信雄<br>Nobuo Seo<br>（昭和6年3月21日生）</td><td>昭和38年４月　第二東京弁護士会　弁護士登録<br>　　　　　　　東京八丁堀法律事務所　入所<br>昭和49年10月　東京地方裁判所所属民事調停委員<br>昭和59年４月　最高裁判所附属司法研修所教官<br>平成14年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）社外取締役<br>平成15年６月　出光興産株式会社　監査役<br>平成22年６月　当社　社外取締役（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　東京八丁堀法律事務所　パートナー弁護士</td><td>16,910株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者に関する特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">　瀬尾信雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。<br>　当社は、同氏の弁護士としての豊富な経験・知識や専門的見地からの法的な側面での適切な助言を当社の経営に反映していただくことを期待するとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。<br>　同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、当社と東京八丁堀法律事務所との間で取引関係もないため、当社は、同氏が独立性を有すると考えております。このため、同氏の再任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。<br>　また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験・知識や専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。<br>　なお、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社社外取締役としての在任期間は、第2回定時株主総会終結の時の就任から本総会終結の時をもって2年となります。<br>　当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">8</td><td>【社外取締役候補者】<br>かしわや　こうじ<br>柏谷　光司<br>Koji Kashiwaya<br>（昭和14年1月1日生）</td><td>昭和36年４月　大蔵省（現　財務省）入省<br>昭和53年６月　東京税関　総務部長<br>昭和55年６月　大阪国税局　直税部長<br>昭和57年６月　大蔵省　証券局　資本市場課長<br>昭和59年６月　世界銀行　東京事務所長<br>昭和62年　　　大蔵省　国際金融局　審議官<br>平成元年６月　世界銀行　副総裁<br>平成６年９月　野村プロジェクトファイナンス社　社長<br>平成８年１月　AIMAC社　社長 兼 会長<br>平成20年３月　丸善繊維工業株式会社　取締役<br>平成20年４月　武桑不動産株式会社　取締役<br>平成20年10月　当社　社外取締役（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　該当事項はありません。</td><td>13,670株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者に関する特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">　柏谷光司氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。<br>　当社は、同氏の金融・税務等に関する豊富な経験・実績・見識を当社の経営に反映していただくことを期待するとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。<br>　同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、当社は、同氏が独立性を有すると考えております。このため、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。<br>　なお、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社社外取締役としての在任期間は、平成20年10月の当社設立の時の就任から本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。<br>　当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">9</td><td>【社外取締役候補者】<br>ひきた　じゅんいち<br>疋田　純一<br>Junichi Hikita<br>（昭和24年1月16日生）</td><td>昭和46年３月　株式会社東洋電具製作所（現　ローム株式会社）入社<br>平成３年６月　同社　取締役　LSI本部長<br>平成５年６月　同社　常務取締役　LSI本部長<br>平成９年６月　同社　常務取締役　LSI商品開発本部長 兼 ULSI研究開発本部長 兼 LSI生産本部長 兼 モジュール生産本部長 兼 ディスクリート生産本部長<br>平成11年６月　同社　常務取締役　LSI商品開発本部長 兼 先端研究開発本部長 兼 LSI生産本部長 兼 管理本部長<br>平成20年１月　同社　相談役<br>平成20年６月　疋田コンサルタント株式会社　設立　代表取締役社長（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　疋田コンサルタント株式会社　代表取締役社長</td><td>10,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者に関する特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">　疋田純一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。<br>　当社は、同氏の技術者および経営者としての豊富な経験・知識や専門的見地からの技術的な側面での適切な助言を当社の経営に反映していただくことを期待するとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。<br>　同氏は、ローム株式会社出身者で、当社は同社との間に当社製品に使用する半導体等の部材購入に関する取引関係があります。しかしながら、同氏が同社の相談役の職を辞してから4年が経過しており、現時点において同氏は同社との間に何らの関係もないこと、当社と同社との当連結会計年度における取引額は当社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当しないこと、当社と疋田コンサルタント株式会社との間にも取引関係がないこと、また、当社とローム株式会社および疋田コンサルタント株式会社との間にはそれぞれ相互に株式の保有関係はないことから、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。<br>　同氏の就任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。<br>　なお、同氏は、新任の社外取締役候補者です。<br>　当社は、同氏の就任が承認された場合には、同氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社の特定関係事業者（子会社）から多額の金銭その他の財産（取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去3年間に受けていた事実もありません。

**第2号議案　監査役3名選任の件**

監査役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、平成20年10月、旧日本ビクター株式会社および旧株式会社ケンウッドの経営統合の経緯から、それぞれの監査役を統合して常勤監査役2名および社外監査役3名の体制で発足しましたが、平成23年10月に合併し一体会社としての監査体制が確立できたことから監査役1名および社外監査役2名体制の監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者鷲田彰彦氏および浅井彰二郎氏は、社外監査役候補者であり、また、坂本隆義氏および浅井彰二郎氏は新任の監査役候補者であります。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番　号 | 氏　　名（生年月日） | 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | さかもと　たかよし<br>坂本　隆義<br>Takayoshi Sakamoto<br>（昭和25年6月11日生） | 平成８年９月　株式会社あさひ銀行（現　株式会社りそな銀行）国際部（米州駐在）<br>平成13年７月　株式会社ケンウッド（現　当社）入社、経理部長<br>平成14年10月　同社　財務・経理統括部　財務部長<br>平成15年６月　同社　執行役員待遇、財務・経理統括部長<br>平成17年10月　同社　連結経営統括部長<br>平成19年６月　同社　CR統括部長<br>平成19年10月　J&Kテクノロジーズ株式会社（現　当社）代表取締役<br>平成20年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）取締役 兼 執行役員常務<br>平成20年10月　同社　取締役　CFO 兼 コーポレート本部長<br>平成21年６月　日本ビクター株式会社（現　当社）取締役、財務経理部長<br>平成22年６月　同社　常務取締役<br>平成22年10月　同社　常務取締役、欧州改革特命担当<br>平成23年６月　当社　業務執行役員　SOO　欧州改革特命担当（現任）<br>平成23年10月　当社　兼 欧州地域統括機構　地域改革責任者（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>該当事項はありません。 | 17,260株 |

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td>【社外監査役候補者】<br>わしだ　あきひこ<br>鷲田　彰彦<br>Akihiko Washida<br>（昭和17年11月5日生）</td><td>平成４年５月　ソニー株式会社　総合企画グループ経営企画担当副本部長<br>平成６年８月　同社　コンシューマA.V. カンパニー　ヴァイスプレジデント 兼 総合企画部門　経営管理部長<br>平成８年４月　同社　セミコンダクターカンパニー　シニアヴァイスプレジデント<br>平成10年７月　同社　監査部　統括部長<br>平成15年２月　株式会社三井ハイテック　執行役員　事業推進本部長<br>平成16年２月　同社　経営企画部長<br>平成18年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）社外監査役<br>平成19年12月　株式会社クーレボ　社外監査役（現任）<br>平成20年10月　当社　社外監査役（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　株式会社クーレボ　社外監査役</td><td>12,470株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外監査役候補者に関する特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">　鷲田彰彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。<br>　当社は、同氏の経営管理に関する豊富な経験・実績・見識により当社の監査の充実ならびに当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等に対する助言を期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。<br>　同氏は、ソニー株式会社出身者で、当社は、当社製品に使用する同社製半導体等の部材を代理店を通じて購入している取引関係があります。しかしながら、同氏が同社を退職してから9年が経過しており、現時点において同氏は同社との間に何らの関係もないこと、当社と同社の当連結会計年度における取引額は当社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当しないこと、当社と株式会社三井ハイテックおよび株式会社クーレボとの間には取引関係がないこと、また、当社とソニー株式会社、株式会社三井ハイテックおよび株式会社クーレボとの間にはそれぞれ相互に株式の保有関係はないことから、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。<br>　同氏の再任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。<br>　なお、同氏は、現在当社の社外監査役でありますが、当社社外監査役としての在任期間は、平成20年10月の当社設立の時の就任から本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。<br>　当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者<br>番　号</th><th>氏　　名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社<br>の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td>【社外監査役候補者】<br>あさい　しょうじろう<br>浅井　彰二郎<br>Shojiro Asai<br>（昭和16年1月26日生）</td><td>昭和43年４月　株式会社日立製作所　入社<br>平成元年８月　同社　中央研究所　副所長<br>平成３年２月　同社　基礎研究所　所長<br>平成９年６月　同社　理事　研究開発推進本部長<br>平成11年６月　同社　常務　研究開発本部長<br>平成13年６月　同社　上席常務<br>平成15年６月　株式会社日立メディコ　執行役員専務<br>平成17年６月　株式会社ケンウッド（現　当社）社外監査役<br>平成18年７月　株式会社リガク　取締役<br>平成18年12月　同社　取締役　副社長（現任）<br>平成19年４月　独立行政法人科学技術振興機構　戦略的創造研究事業 CREST「ディペンダブルVLSIシステム基盤技術」研究総括（現任）<br>平成21年５月　社団法人日本分析機器工業会　理事（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>　株式会社リガク　取締役　副社長</td><td>3,020株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外監査役候補者に関する特記事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">浅井彰二郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。<br>同氏は、技術者および経営者としての豊富な経験・知識や専門的見地により当社の監査の充実ならびに当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等に対する助言を期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。<br>同氏は、株式会社日立製作所出身者で、当社は同社との間に電子商取引支援サービス利用に関する取引関係があります。しかしながら、同氏が同社を退職してから9年が経過しており、現時点において同氏は同社との間に何らの関係もないこと、当社と同社との当連結会計年度における取引額は1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当しないこと、当社と株式会社リガクおよび株式会社日立メディコとの間には取引関係がないこと、また、当社と株式会社日立製作所、株式会社リガクおよび株式会社日立メディコとの間にはそれぞれ相互に株式の保有関係はないことから、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。<br>同氏の就任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。<br>当社は、同氏の就任が承認された場合には、同氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、当社の特定関係事業者（子会社）から多額の金銭その他の財産（取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去3年間に受けていた事実もありません。

**第3号議案　補欠監査役1名選任の件**

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| おおやま　ながあき<br>大山　永昭<br>Nagaaki Ohyama<br>（昭和29年1月24日生） | 昭和57年３月　東京工業大学　大学院総合理工学研究科　物理情報工学専攻　博士課程終了<br>昭和58年７月　同大学　工学部附属像情報工学研究施設　助手<br>昭和61年12月　米国アリゾナ大学　光学研究所及び医学部放射線科　研究員<br>昭和63年11月　東京工業大学　工学部附属像情報工学研究施設　助教授<br>平成５年11月　東京工業大学　工学部附属像情報工学研究施設　教授<br>平成12年４月　同大学　フロンティア創造共同研究センター　情報系研究機能　教授<br>平成14年４月　同大学　フロンティア創造共同研究センター　共同研究機能情報系分野（旧　情報系研究機能）教授<br>平成15年４月　同大学　フロンティア創造共同研究センター　共同研究機能情報系分野（旧　情報系研究機能）教授、大学院理工学研究科附属像情報工学研究施設　教授<br>平成22年４月　同大学　像情報工学研究所（大学院理工学研究科附属像情報工学研究施設より名称変更）教授（現任）<br><br>〈重要な兼職の状況〉<br>国立大学法人東京工業大学　教授 | ―株 |

**補欠監査役候補者に関する特記事項**

大山永昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、社外監査役に就任された場合には、学者としての豊富な経験・実績・見識により当社の監査の充実ならびに当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会の議案・審議等に対する助言を期待して、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、当社と国立大学法人東京工業大学との間にも取引関係がないことから、当社は、同氏が独立性を有すると考えております。このため、同氏が補欠の監査役として承認された後、監査役として就任される場合には、当社は同氏を社外監査役とするとともに株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

また、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験・知識から監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

当社は、同氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、当社の特定関係事業者（子会社）から多額の金銭その他の財産（取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去3年間に受けていた事実もありません。

以　上

## 株主メモ｜Shareholder Information

| | |
|---|---|
| **事業年度** | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| **定時株主総会** | 毎年6月開催 |
| **基準日** | 定時株主総会　毎年3月31日<br>期末配当金　毎年3月31日<br>中間配当金　毎年9月30日<br>上記基準日の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができます。 |
| **公告の方法** | 電子公告により行います。（http://www.jvckenwood.co.jp）<br>当会社の公告は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 |
| **上場証券取引所** | 株式会社東京証券取引所　市場第一部 |
| **証券コード** | 6632 |
| **単元株式数** | 100株 |
| **株主名簿管理人および<br>特別口座の口座管理機関** | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社 |
| **株主名簿管理人<br>事務取扱場所** | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 |
| （郵便物送付先） | 〒183-8701<br>東京都府中市日鋼町1番10<br>三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 |
| （電話照会先） | 0120-176-417 |
| （インターネットホームページURL） | http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html |

**【株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について】**
証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。
証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

**【特別口座について】**
株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。

**お問い合わせ先**
株式会社JVCケンウッド　経営戦略部　戦略企画統括部　広報・IR担当
住所：〒221-0022　神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
電話：（045）444-5232（直通）
Eメール：prir@jvckenwood.com
URL：http://www.jvckenwood.co.jp

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目15番4号　品川インターシティホール

**【交通のご案内】**

JR「品川駅」より徒歩約10分、京浜急行「品川駅」より徒歩約12分

品川駅の改札口を出ましたら、港南口方面にお進みのうえ、スカイウェイ（歩行者専用通路）をご利用ください。

地球温暖化防止および節電要請に対応するため、室温29度を目安に総会会場内の空調運転の調整を予定しております。
これにともない、株主の皆様におかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申しあげます。
当社役職員も軽装（クールビズスタイル）でご対応させていただきます。